

第3回佐倉市立保育園等の在り方検討会

会議次第

日時 平成21年7月30日(木)

14:00から

於 佐倉市役所 議会棟 第2委員会室

1. 開会

健康子ども部長挨拶

佐倉市立保育園等の在り方検討会会長挨拶

2. 議題

保育施策の方向について

3. 閉会

Ⅲ 保育施策の方向

1 保育需要に対応した児童受入枠の確保

2 多様な保育サービスの充実

3 地域の子育て支援の充実

4 保育の質の向上

5 保育環境の改善

6 効率的な運営

Ⅲ 保育施策の方向

保育園は、市内の各地域にあることから、市民にとって最も身近な子育て支援施設の一つであり、地域の子育て支援の拠点として、より一層の充実を図る必要があります。

しかしながら、これまで述べてきたとおり保育園入園待機児童の解消や多様な保育サービスの充実、すべての子育て家庭への支援、老朽化した施設の改築など数多くの課題があり、その解消に向け、佐倉市次世代育成支援行動計画に基づき、取り組んでいく必要があります。

そのためには、多額の財源が必要となりますが、本市の財政は今後も引き続き厳しい状況が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、最小限の経費で最大の効果をあげるという観点から、今後の保育施策の方向について、次のような考え方にに基づき推進していくことが重要です。

1 保育需要に対応した児童受入枠の確保

保育園入園待機児童の解消と、定員超過入園や兄弟姉妹が同じ保育園に入園できない状況の改善を図るため、地域の保育需要に応じ、保育園整備や定員増を行い、児童受入枠の拡充を図る必要があります。

厳しい財政状況の中で、こうした児童受入枠の拡充に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、公立保育園と比較し効率的な運営が可能である私立保育園を主体として進めるものとし、地域的な状況等により私立保育園による対応が困難な場合には、公立保育園において対応するものとします。

2 多様な保育サービスの充実

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している事業を今後も官民一体となって、更に充実させるとともに、時代に即応した新たな事業の展開を図ることが必要です。

また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、認可外保育所への支援等新たな保育サービスの推進を図ることが大切です。

3 地域の子育て支援の充実

地域の子育て支援として、保育園に入所していない児童とその保護者に対しても、弱体化した地域の子育て機能を補完するために、地域の最も身近な児童福祉施設として、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うことが重要です。

4 保育の質の向上

より質の高い保育を実現するために、職員の知識及び技能の習得・向上を図るための研修体制を強化するとともに、保育ニーズの的確な把握と保育サービスの適正な評価を実施するための情報収集や第三者評価の導入に向けた体制の整備を図ることが必要です。

5 保育環境の改善

限られた財源のなかで、計画的な施設の維持管理及び老朽化した施設の改築を進めるとともに、定員超過入園の改善を図り、児童に対してより良い保育環境の提供が必要です。

6 効率的な運営

本市の厳しい財政状況の中で、より一層の保育サービスの充実を図るため、効率的な保育園運営に努めるとともに、その推進に当たっては、限られた財源を最大限に活用するため、民間活力の積極的な活用を図ることが必要です。

県内各市公立保育園における正規、臨時保育士配置数

(平成21年4月現在)

	公立保育園数	正規職員数		臨時職員数		合計		(A)/(E)	(B)/(F)
		実人数 (A)	常勤換算 後(B)	実人数 (C)	常勤換算 後(D)	実人数 (E)	常勤換算 後(F)		
袖ヶ浦市	5	39	39.0	98	70.50	137	109.50	28.5%	35.6%
四街道市	2	23	23.0	59	37.10	82	60.10	28.0%	38.3%
佐倉市	8	78	75.0	128	95.50	206	170.50	37.9%	44.0%
木更津市	7	41	41.0	58	46.00	99	87.00	41.4%	47.1%
山武市	7	49	49.0	55	51.00	104	100.00	47.1%	49.0%
印西市	6	46	46.0	75	44.25	121	90.25	38.0%	51.0%
我孫子市	6	65	65.0	66	60.50	131	125.50	49.6%	51.8%
成田市	12	88	88.0	95	76.75	183	164.75	48.1%	53.4%
習志野市	14	146	146.0	129	122.00	275	268.00	53.1%	54.5%
館山市	6	39	39.0	33	31.50	72	70.50	54.2%	55.3%
東金市	5	39	39.0	37	30.00	76	69.00	51.3%	56.5%
柏市	23	299	299.0	297	223.50	596	522.50	50.2%	57.2%
鎌ヶ谷市	4	68	68.0	49	38.00	117	106.00	58.1%	64.2%
市原市	17	169	169.0	104	79.25	273	248.25	61.9%	68.1%
銚子市	5	43	43.0	20	20.00	63	63.00	68.3%	68.3%
八街市	6	73	72.5	37	32.75	110	105.25	66.4%	68.9%
八千代市	8	118	118.0	64	46.00	182	164.00	64.8%	72.0%
旭市	15	96	96.0	38	37.00	134	133.00	71.6%	72.2%
南房総市	6	34	34.0	12	12.00	46	46.00	73.9%	73.9%
千葉市	60	733	729.0	244	243.50	977	972.50	75.0%	75.0%
勝浦市	7	32	32.0	10	9.38	42	41.38	76.2%	77.3%
松戸市	18	274	274.0	80	80.00	354	354.00	77.4%	77.4%
匝瑳市	5	24	24.0	7	7.00	31	31.00	77.4%	77.4%
浦安市	7	167	167.0	48	48.00	215	215.00	77.7%	77.7%

注1：正規職員は、保育士(保育士資格を有する園長、副園長を含む。)のみとし、看護師、栄養士、用務員、調理員等は含めない。

注2：臨時職員は、保育士資格を有する者のみとし、早朝・夜間等における、いわゆる保育補助員(無資格者)は含めない。

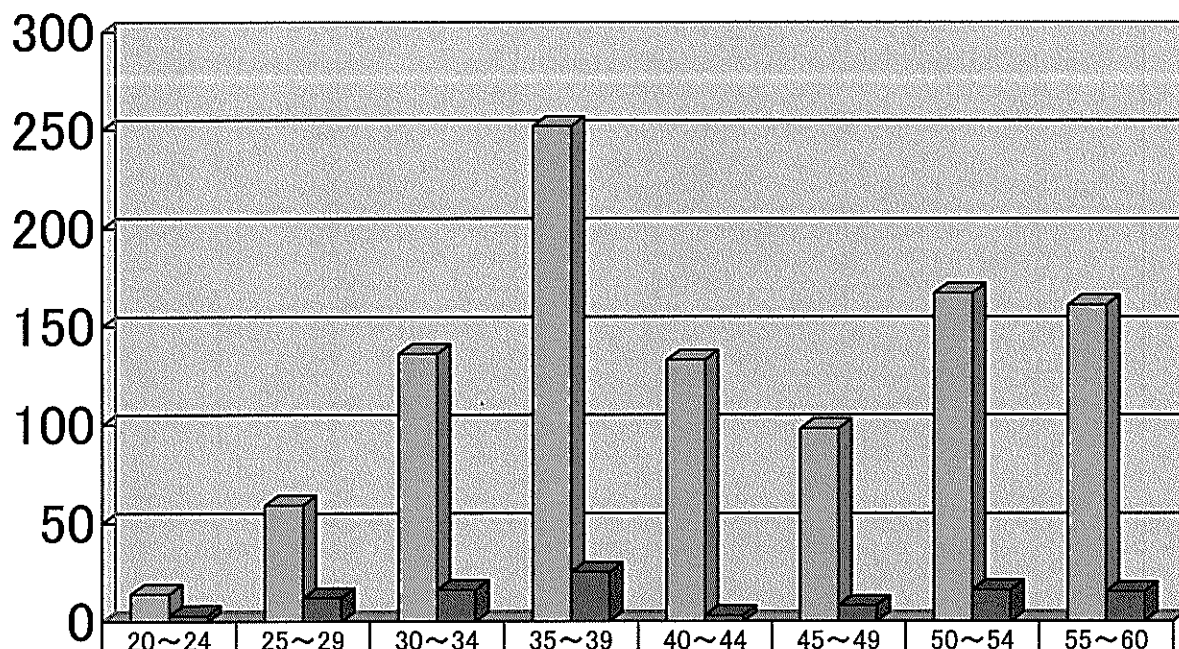
注3：「実人数」とは、短時間勤務の者も1人とカウントして、全ての保育士の人数を記載。ただし、育児休業、療養休暇等の長期休暇中のものは除く。

注4：「常勤換算後」とは、次のような考え方に順ずる。

- ① 1日当たり2時間勤務の場合は0.25人とカウント。
- ② 1日当たり4～5時間勤務の場合は0.5人とカウント。
- ③ 1週当たり2～3日勤務の場合は0.5人とカウント。

佐倉市職員数及び保育士数比較

■ 佐倉市職員数(人) ■ 佐倉市保育士数(人)



佐倉市職員数(人)	14	59	136	252	133	98	167	161
佐倉市保育士数(人)	3	12	16	25	3	8	16	15

年齢	佐倉市職員数	構成比率	佐倉市保育士数	構成比率
20～24	14 人	1.4%	3 人	3.1%
25～29	59 人	5.8%	12 人	12.2%
30～34	136 人	13.3%	16 人	16.3%
35～39	252 人	24.7%	25 人	25.5%
40～44	133 人	13.0%	3 人	3.1%
45～49	98 人	9.6%	8 人	8.2%
50～54	167 人	16.4%	16 人	16.3%
55～60	161 人	15.8%	15 人	15.3%
合計	1,020 人		98 人	

※ 平成21年4月1日現在

保育園待機児童推移一覧表

	入所定員 (認可保育園数)	4月1日(年度当初)			3月1日(年度末)				
		入所児童数	入所率	待機児童数		入所児童数	入所率	待機児童数	
				国基準	佐倉市基準			国基準	佐倉市基準
平成17年度	※3 1312 (公立8園、私立7園)	1293 (入所定員1252)	103.27%		72	1469 (入所定員1312)	111.97%	54	104
平成18年度	1312 (公立8園、私立7園)	1344	102.44%	23	58	1485	113.19%	76	136
平成19年度	※4 1342 (公立8園、私立7園)	1368 (入所定員1312)	104.27%	29	70	1500 (入所定員1342)	114.01%	74	147
平成20年度	1402 (公立8園、私立8園)	1413	100.78%	16	25	1567	111.77%	99	167
平成21年度	1402 (公立8園、私立8園)	1481	105.63%	16	47				

※1 入所児童数について

年度当初(4月)は、待機児童がいる場合、概ね入所定員に15%乗じた人数入所可。
 年度途中(5月～9月)は、入所定員に25%乗じた人数以内での入所可。
 年度後半(10月以降)は、入所定員の25%乗じた人数を超えての入所可。

※2 待機児童数基準値については、別紙のとおり

※3 平成17年9月1日から、マミーズハンド開設・定数60人

※4 平成20年3月1日から、ハローキッズ定数増員60人→90人

別紙 「待機児童」とは

定義	申請者	・ 下記入所要件を満たしている者 ※
	待機児童	・ 申請者の内、保育園に入所できない児童

○ 待機児童数の算出

保育所入所申請者	国基準	佐倉市基準
入所要件を満たしている者 ※	●	●
認可外保育所利用者	●	●
一時保育利用者	●	●
家庭保育(保育ママ)利用者	—	●
求職中の者	—	●
市外在住、佐倉市転入予定の者	—	●

※ 入所要件

就労中の者

就労予定の者(入所が決まり次第、就労開始予定)

出産予定・出産した者(出産予定月を中心に前後2ヶ月)

疾病中の者

看護・介護をしている者

育児休業中の者(佐倉市については、3歳以上児については入所要件に該当)

災害を受け、住居の復旧にあたっている者

特別な支援を要する世帯

提 言 書

平成 17 年 11 月

坂出市立保育所の在り方検討委員会

香川県坂出市

人口 57,000人
面積 92 km²

はじめに

坂出市においては、今後の保育行政を推進する中で、今日的な状況を踏まえて、市立保育所の機能と役割をどのように位置付けていくのかが重要な課題となっています。

国においては、児童福祉行政、特に保育行政について、年々増加する待機児童の解消に向けた施策展開を図るため、平成10年4月改正の児童福祉法において、それまでの市町村の措置決定による入所から、保育所を保護者が選択し、利用する方式に変えるという契約制度への転換が行われたのをはじめとして、従来からの保育所の認可設置基準の見直しや三位一体改革のもとでの公立保育所運営費補助金の一般財源化など、様々な規制緩和が推し進められており、福祉としての児童福祉行政のあり方をも模索する時期にきています。

坂出市においては、「次世代育成支援対策推進法」を受け、「坂出市総合計画」における子育て支援施策を具体化した計画として、平成17年3月「坂出市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

「坂出市立保育所の在り方検討委員会」では、このような保育行政を取り巻く国の動向を把握する中で、坂出市の保育に係る費用のあり方、そして地域子育て支援の充実等の今日的な重要課題の解決を図るため、市立保育所のあり方について、その機能と役割を調査分析するとともに、今後の保育行政全般のあり方について議論を重ねてきました。

ここに、当検討委員会としての提言書をまとめましたので提出いたします。

目 次

1	提言にあたって	
1-1	作成の背景	1
1-2	検討経過	2
2	保育所を取り巻く状況	
2-1	坂出市の状況	3
(1)	施設状況	3
(2)	入所児童の状況	3
(3)	保育所運営に係る財政の状況	6
(4)	保育サービスの実施状況	8
(5)	市立保育所職員の状況	10
2-2	市立保育所に係る主な課題	11
(1)	次世代育成支援行動計画の推進	11
(2)	効率的・効果的な行政運営	11
3	市立保育所の進むべき方向（提言）	
3-1	市立保育所の役割について	12
(1)	「地域に根ざした保育所」の重視	12
(2)	保育サービスの推進	12
(3)	施設の改修・改築の実施	12
3-2	市立保育所の配置について	13
(1)	市立保育所の統廃合及び幼保一元化、分園方式の検討	13
(2)	保育所の配置における地域性への配慮	13
(3)	利用者への説明責任と意見聴取	13
3-3	民間活力の導入について	14
(1)	民営化の推進	14
(2)	利用者への説明責任と意見聴取	14
	付帯意見	19
	○市立保育所の在り方を検討する全市的な取り組みの促進	
	○事業者に対する子育て支援の理解の促進	
	○家庭教育の重視	
	資料	20
	(開催経過、坂出市立保育所の在り方検討委員会設置要綱、委員名簿)	

1 提言にあたって

1-1 作成の背景

わが国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加などにより、人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすことが予想されています。

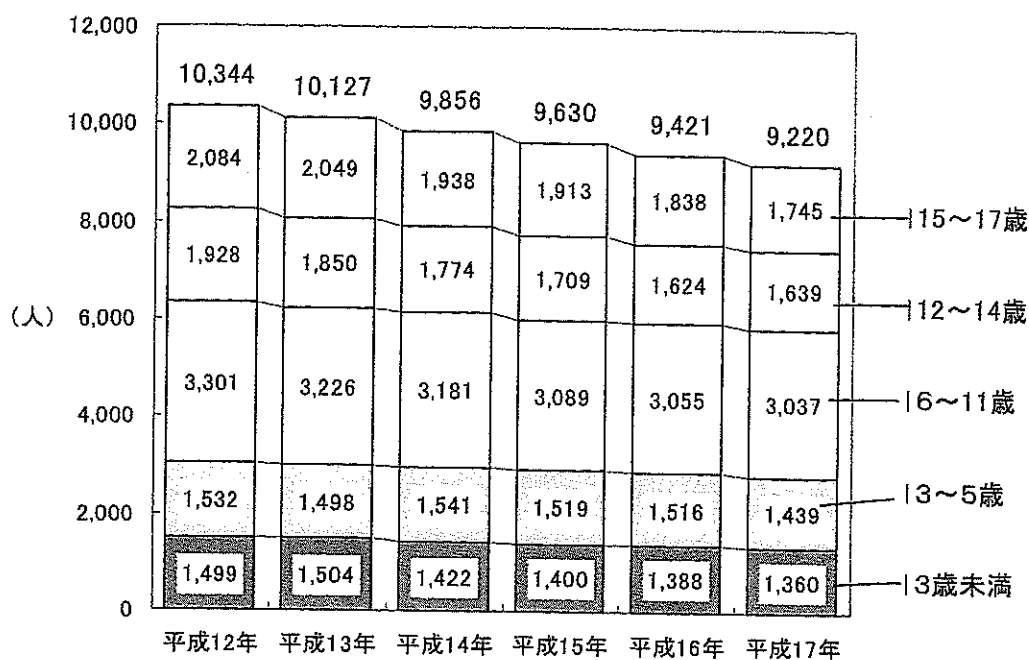
このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対応するため、平成15年7月、少子化社会対策基本法が公布されました。同法において、少子化対策を推進するための基本理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識のもとに、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することとしています。

坂出市における少子化の状況は、住民基本台帳人口の推移によると、平成12年に全市人口61,262人に対して0～5歳人口は3,031人であったのが、平成16年には2,904人（全市人口59,503人）となっており、全市人口の減少とともに、就学前児童の人口についても減少傾向にあります。このような状況を踏まえて、平成17年3月には次世代育成支援行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン）を策定し、その推進を図っているところです。計画では、「子どもイキイキ・子育てワクワク・親子キラキラ 子育て・子育て・親子育てのまちづくり」を基本理念としています。ここで言う「子どもイキイキ」は「全ての子どもが元気で活気のあるさま」、「子育てワクワク」は「子どもを育てることに期待と喜びで心が弾んでいるさま」、「親子キラキラ」は「子ども子育ての親が地域みんなの支援を受けて美しく光輝くさま」を意味しています。

市立保育所については、平成15年12月に策定された第3次坂出市行財政改革大綱のうち「財政の健全化」において、『全職員自らがコスト意識を再認識して、「最少の経費で最大の効果」を基本理念に、職員数の削減、民間等への業務委託などにより弾力性のある健全な財政を構築していくことが肝要である』という考え方のもと、公設民営化等の調査・研究等の項目が盛り込まれています。

こうした少子化や市の行財政改革の動向を受け、保育行政、特に坂出市立保育所の今後の方向性を検討する場として「坂出市立保育所の在り方検討委員会」を設置し、協議を行いました。

図表1 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表2 総人口に占める0～5歳の割合

単位：人、%

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	61,262	60,759	60,339	59,918	59,503	59,037
0～5歳人口	3,031	3,002	2,963	2,919	2,904	2,799
総人口に占める 0～5歳の割合	4.95	4.94	4.91	4.87	4.88	4.74

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-2 検討経過

検討にあたっては、学識経験者、各種団体の役職員、その他市民代表からなる11人の委員で組織し、「市立保育所の役割に関すること」「市立保育所の配置に関すること」「民間活力の活用に関すること」といった3つの事項について協議を行いました。

また、9月20日には幼保一元化施設に関する研修として、財田町幼児教育センターを訪問し、保育サービスについて理解を深めました。さらに、9月29日には市立保育所を利用している子どもの保護者から意見を聴取し、これらの結果が資料としてとりまとめられ、当該検討委員会に提示されました。

2 保育所を取り巻く状況

2-1 坂出市の状況

(1) 施設状況

坂出市にある就学前児童の保育施設は平成 17 年現在、保育所は市立 7 園、私立 6 園、認可外 1 園の 14 園があります。幼稚園は市立 10 園(うち 1 園休園)、私立 2 園、国立 1 園の 13 園があります。保育所、幼稚園の分布をみると、主に市街地に集中しているほか、郊外では川津町、府中町、加茂町、高屋町、林田町のように比較的保育所と幼稚園が近接している立地がみられています。また、幼稚園については平成 17 年度よりそれまで主に旧市内にあった 5 園を 1 園に統合しています。

一方、市立保育所の施設は、平成 12 年に改築した西部保育所の木造園舎を除く全ての保育所で昭和 40~50 年代に建築された鉄筋コンクリート造の園舎となっています。

図表 3 保育所・幼稚園の分布図(巻末添付)

図表 4 市立保育所建設年度一覧

保育所名	構造		延べ面積	建築年度
南部保育所	鉄筋コンクリート造	2階建	752.10 m ²	昭和 47 年
川津愛児園	鉄筋コンクリート造	2階建	569.00 m ²	昭和 49 年
府中保育所	鉄筋コンクリート造	平屋建	479.65 m ²	昭和 51 年
加茂保育所	鉄筋コンクリート造	平屋建	466.00 m ²	昭和 54 年
江尻保育所	鉄筋コンクリート造	2階建	667.02 m ²	昭和 58 年
	(一部木造平屋建)			
松山保育園	鉄筋コンクリート造	2階建	760.78 m ²	昭和 59 年
西部保育所	木造	平屋建	266.62 m ²	平成 12 年

資料：福祉事務所

(2) 入所児童の状況

坂出市における就学前保育の状況をみると、平成 16 年においては、市立保育所 17.8%、私立保育所 25.3%、市立幼稚園 15.3%、私立等幼稚園 12.8%、家庭在宅 28.8%の割合となっています。経年変化をみると、家庭在宅の割合が減少傾向にある一方、私立保育所への比率が増加傾向にあります。また、幼稚園と保育所を比較すると、出生数は徐々に減少傾向にある中、平成 5 年を境に幼稚園に入園する数よりも保育所に入所する数が多くなっています。

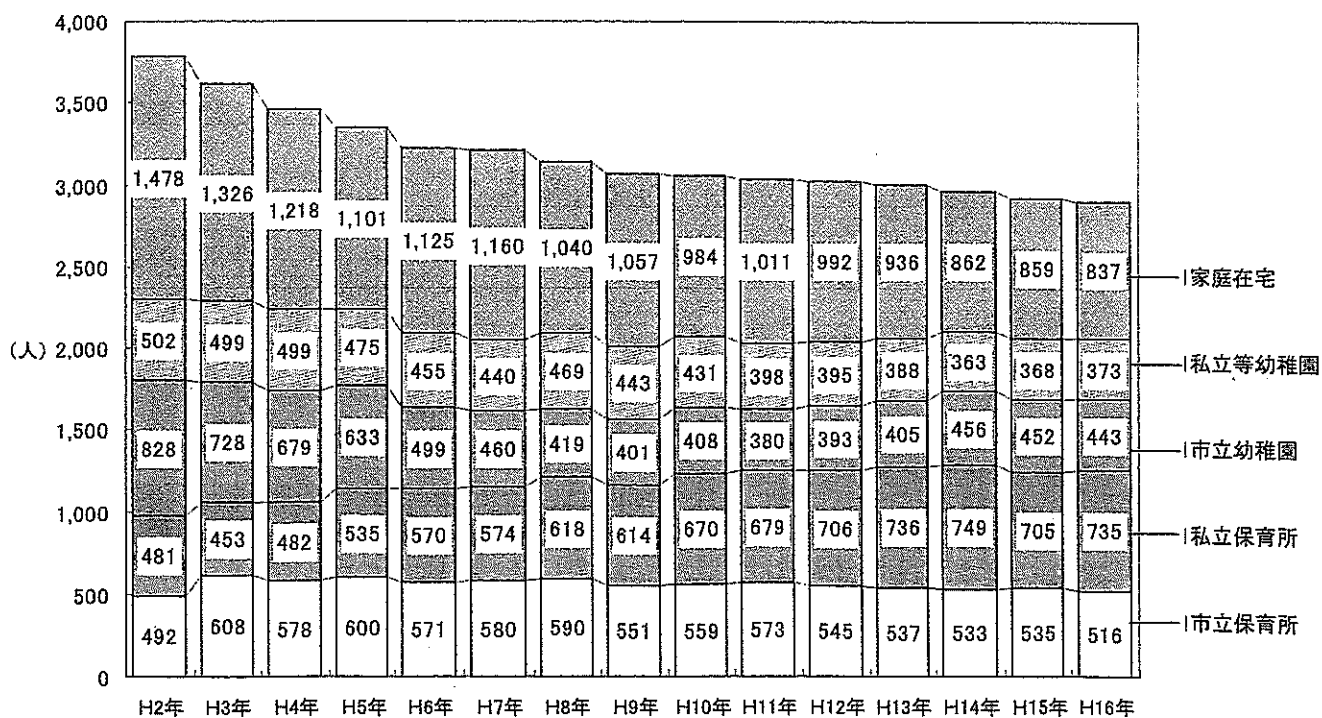
保育所の入所児童の状況をみると、現在定員に対しては、私立保育所で年度末一時的に上回ることはあるものの、総じて待機児童はいない状況にあります。また、市立保育所と私立保育所とを比較すると、入所者数では最近 10 年においては、市立保育所は減少傾向、私立保育所は増加傾向にあります。

図表5 保育の状況（年度別推移）

単位：人

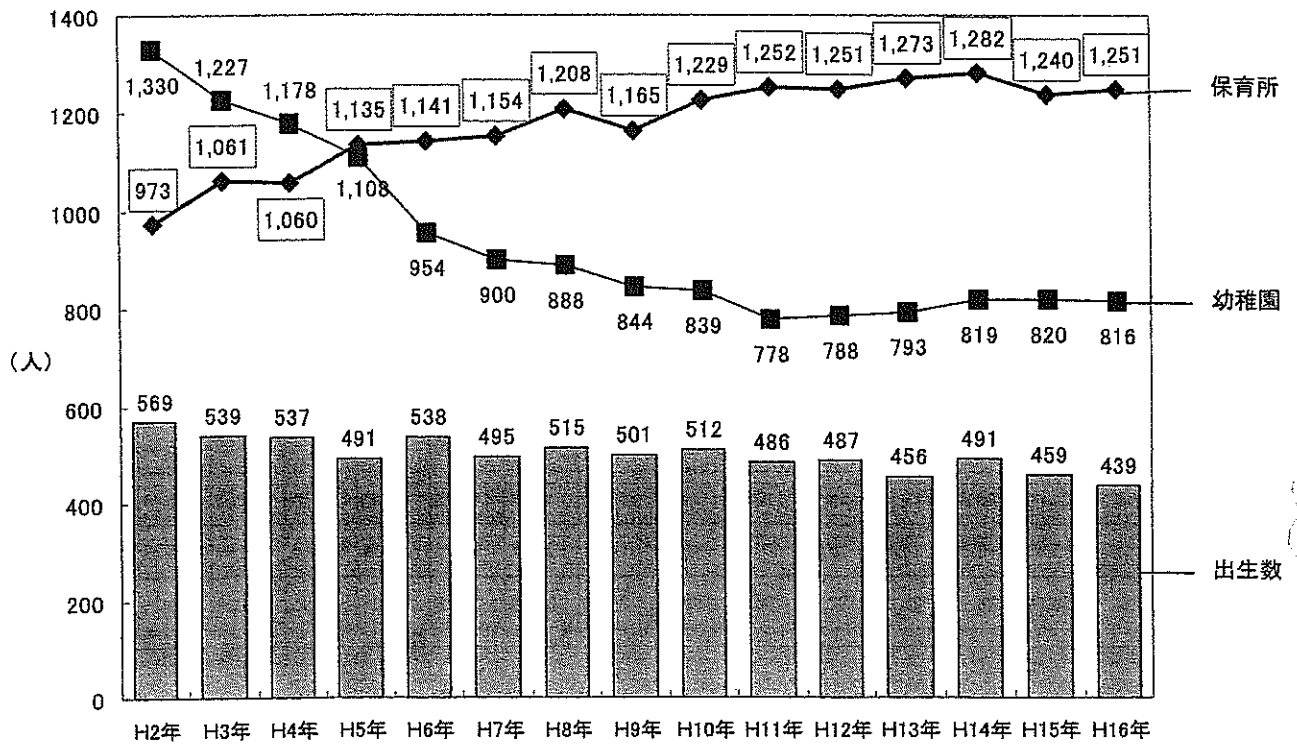
年度 区分	H 2 年	H 3 年	H 4 年	H 5 年	H 6 年	H 7 年	H 8 年	H 9 年	H 10 年	H 11 年	H 12 年	H 13 年	H 14 年	H 15 年	H 16 年
市立保育所	492	608	578	600	571	580	590	551	559	573	545	537	533	535	516
私立保育所	481	453	482	535	570	574	618	614	670	679	706	736	749	705	735
市立幼稚園	828	728	679	633	499	460	419	401	408	380	393	405	456	452	443
私立等幼稚園	502	499	499	475	455	440	469	443	431	398	395	388	363	368	373
家庭在宅	1,478	1,326	1,218	1,101	1,125	1,160	1,040	1,057	984	1,011	992	936	862	859	837
就学前児童数	3,781	3,614	3,456	3,344	3,220	3,214	3,136	3,066	3,052	3,041	3,031	3,002	2,963	2,919	2,904
市立保育所	13.0%	16.8%	16.7%	18.0%	17.7%	18.0%	18.8%	18.0%	18.3%	18.8%	18.0%	17.9%	18.0%	18.3%	17.8%
私立保育所	12.7%	12.5%	14.0%	16.0%	17.7%	17.9%	19.7%	20.0%	22.0%	22.3%	23.3%	24.5%	25.3%	24.2%	25.3%
市立幼稚園	21.9%	20.2%	19.7%	18.9%	15.5%	14.3%	13.4%	13.1%	13.4%	12.5%	13.0%	13.5%	15.4%	15.5%	15.3%
私立等幼稚園	13.3%	13.8%	14.4%	14.2%	14.1%	13.7%	14.9%	14.4%	14.1%	13.1%	13.0%	12.9%	12.2%	12.6%	12.8%
家庭在宅	39.1%	36.7%	35.2%	32.9%	35.0%	36.1%	33.2%	34.5%	32.2%	33.3%	32.7%	31.2%	29.1%	29.4%	28.8%

※保育所：4月1日現在、幼稚園：5月1日現在



以上の資料：福祉事務所、教育委員会

図表6 出生数の推移、幼稚園と保育所の入園状況推移



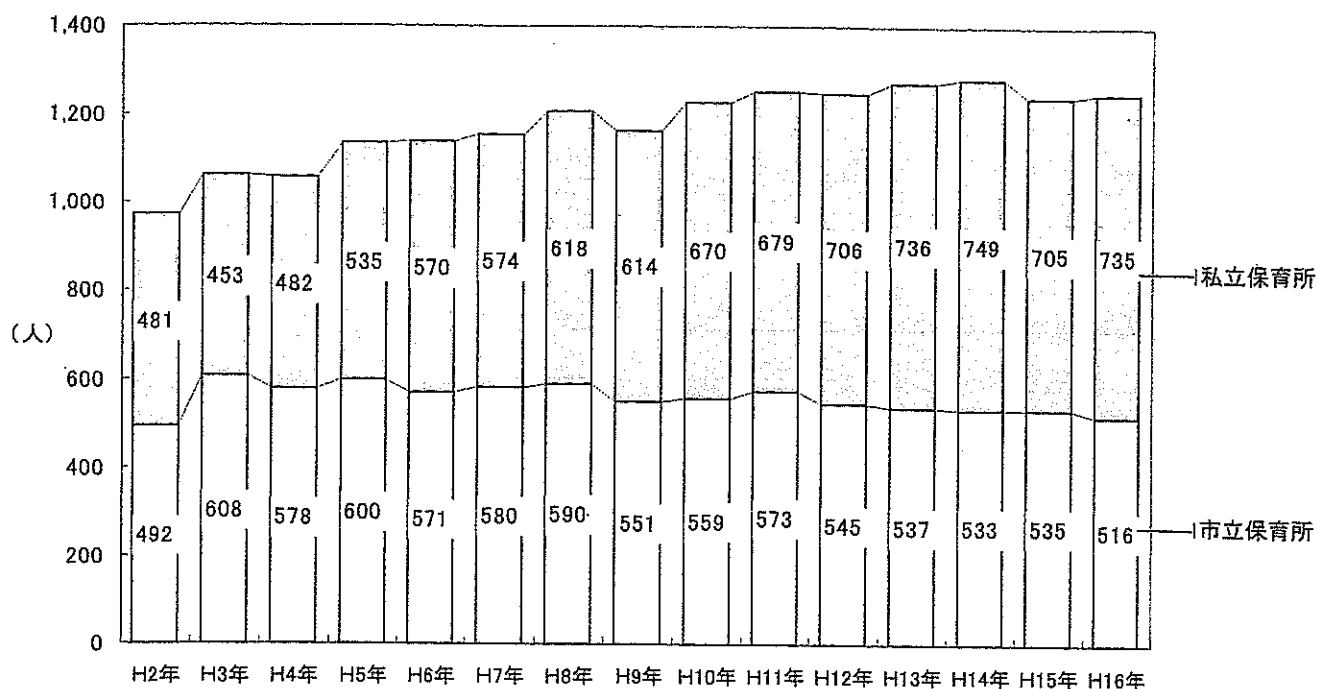
資料：福祉事務所、教育委員会

図表7 保育所の児童数の推移（年度始め・年度末比較）

		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月
市立	園数	7		7		7		7		7		7	
	定員数	670		670		610		610		610		610	
	児童数	573	616	545	589	537	582	533	576	535	568	516	552
	稼働率(%)	85.5	91.9	81.3	87.9	88.0	95.4	87.4	94.4	87.7	93.1	84.6	90.5
私立	園数	6		6		6		6		6		6	
	定員数	710		710		710		710		720		720	
	児童数	679	794	706	826	736	860	749	834	705	830	735	848
	稼働率(%)	95.6	111.8	99.4	116.3	103.7	121.1	105.5	117.5	97.9	115.3	102.1	117.8
合計	園数	13		13		13		13		13		13	
	定員数	1,380		1,380		1,320		1,320		1,330		1,330	
	児童数	1,252	1,410	1,251	1,415	1,273	1,442	1,282	1,410	1,240	1,398	1,251	1,400
	稼働率(%)	90.7	102.2	90.7	102.5	96.4	109.2	97.1	106.8	93.2	105.1	94.1	105.3

資料：福祉事務所

図表8 市立保育所と私立保育所の入所児童推移



資料：福祉事務所

(3) 保育所運営に係る財政の状況

平成15年度における市立・私立保育所の運営費を、児童1人あたりの年額で見ると、私立1,008,989円、市立1,219,738円で市立の方が高くなっています。さらに、一般財源をみると、私立284,643円（財源構成比28.2%）に対し、市立686,516円（財源構成比56.3%）となっており、大きな開きがみられます。

市立保育所については、平成16年度から国の三位一体改革に伴う、保育所運営費の一般財源化がなされています。これは、平成15年度でいえば106,035,840円（財源構成比15.7%）にあたります。

さらに平成15年度における市立保育所の収支内訳をみると、人件費が約9割を占めている状況がみられています。

図表9 平成15年度保育所関係の支出額と財源内訳（市立と私立の比較） 単位：円、%

		市立	構成比	1人年額	私立	構成比	1人年額
全 体 内 訳	支出総額	676,141,314		1,219,737	776,249,082		1,008,990
	財源内訳						
	国庫	106,035,840	15.7	191,285	252,691,020	32.5	328,455
	県費	59,490,120	8.8	107,318	142,593,460	18.4	185,347
	保護者等負担	130,056,750	19.2	234,618	161,979,000	20.9	210,545
	一般財源	380,558,604	56.3	686,516	218,985,602	28.2	284,643

資料：福祉事務所

図表 10 市立保育所収支内訳（平成 15 年度） 単位：円、%

○歳入

		年 額	構成比
財 源 内 訳	国庫負担金	106,035,840	15.68
	県費負担金	53,017,920	7.84
	保育料	124,842,500	18.47
	職員給食費	5,214,250	0.77
	県費補助金 (特別保育)	1,200,000	0.18
	県費補助金(3子)	5,272,200	0.78
	一般財源	380,558,604	56.28
歳入計		676,141,314	100.00

○歳出

		年 額	構成比
財 源 内 訳	人件費 (給料、手当等)	602,220,637	89.07
	施設管理費 (光熱費、備品購入費等)	16,310,834	2.41
	事業費 (保育費、給食費等)	57,609,843	8.52
歳出計		676,141,314	100.00

年間延べ児童数	6,652
1人当たり月額単価	101,645
保育単価による額 (1人当たり月額)	58,209

保育単価による額	387,208,060
徴収金(国の基準)	175,136,380

※1人当たり月額単価＝(歳出計) / (年間延べ児童数)

※保育単価による額(1人当たり月額)＝(保育単価による額) / (年間延べ児童数)

→ここで言う「保育単価」とは、保育所の定員と入所児童の年齢ごとに国で定められた保育単価を指す

資料：福祉事務所

(4) 保育サービスの実施状況

市内保育所では保育時間や入所できる年齢が園によって異なりますが、すべての保育所において保護者の就労等による保育ニーズに対応できるよう、通常の保育時間（8時間）を越えた長時間保育を実施しています。

特別保育については、坂出市では障害児保育を全ての保育所で実施しているほか、乳児保育は市立保育所1園、私立保育所6園で、延長保育、一時保育は私立保育所で実施しています。

また、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業として、金花保育園、みどり保育園において地域子育て支援センター事業を行っています。

図表 11 市内保育所の通常保育時間

	開所日	開所時間	閉所時間
市立保育所	月～金	7時30分	18時
	土曜日		13時
私立保育所(5園)	月～金	7時	18時
私立保育所(1園)		7時30分	18時30分
私立保育所(2園)	土曜日	7時	12時30分
私立保育所(1園)			12時
私立保育所(1園)		7時45分	13時
私立保育所(1園)		7時30分	13時
私立保育所(1園)	第2・4土	7時	18時
	第1・3・5土		13時

図表 12 市内保育所の入所できる年齢

	保育所名	入所できる年齢
市立保育所	府中保育所	満1歳から小学校就学前
	江尻保育所	
	川津愛児園	
	松山保育園	
	西部保育所	
	加茂保育所	
	南部保育所	生後6ヶ月から小学校就学前
私立保育所		生後8週間から小学校就学前

以上の資料：福祉事務所

図表 13 市内保育所の特別保育

①乳児保育

- ・市立1園、私立6園で実施
- ・市立は6ヶ月から、私立は8週目から

単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
乳児数	131	128	153	127	141	138

※各年度3月1日現在

②障害児保育

- ・全ての保育所で実施

単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人員	5	6	7	8	12	9

③延長保育

- ・保育時間の基本開設時間は8時間であり、これに対し1日延べ1時間の延長保育を行っている。
- また、7時から19時の開所は私立5園で、7時30分から19時30分の開所は私立1園で行っている。

④一時保育

- ・私立5園で実施

単位：人、日

	平成 14 年		平成 15 年		平成 16 年	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数
緊急保育	2	30	2	48	1	3
非定型的保育	20	1,864	18	1,237	19	1,269
合計	22	1,894	20	1,285	20	1,272

※緊急保育：保護者の病気や冠婚葬祭によるもの

※非定型的保育：保護者の勤務の都合等によるもの

以上の資料：福祉事務所

≪ 93
65
28

(5) 市立保育所職員の状況

市立保育所の職員の状況をみると、平成17年4月1日現在園長7名、保育士72名（うち正規45名、臨時27名）、調理師14名（うち正規13名、臨時1名）の計93名で構成されています。なお、正規職員と臨時職員の比率は概ね7対3となっています。市立保育所における正規職員の平均年齢は47.9歳、保育士については46.9歳となっており、年齢分布では45歳以上の職員が多くなっています。

図表14 市立保育所職員の状況（園長・保育士・調理師）

	園長	保育士		調理師		合計
		正規	臨時	正規	臨時	
府中保育所	1	6	4	2	0	13
江尻保育所	1	5	4	2	0	12
川津愛児園	1	6	4	2	0	13
松山保育園	1	6	3	2	0	12
西部保育所	1	4	3	1	0	9
南部保育所	1	13	7	2	1	24
加茂保育所	1	5	2	2	0	10
合計	7	45	27	13	1	93

※平成17年4月1日現在

資料：福祉事務所

2-2 市立保育所に係る主な課題

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援行動計画では、特定14事業を含む、子育て・子育てに関する施策の方向として「子どもイキイキ・子育てワクワク・親子キラキラ 子育て・子育て・親子育てのまちづくり」を基本理念に置き、7つの施策に基づき134の事業を進めているところです。

計画を策定するにあたって実施されたニーズ調査からは、「0歳児の子育てをしている保護者のうち、就労を希望している割合が高い」傾向への対策や、「保育サービスを利用せず在宅のみでの子育て（家庭在宅での保育）が行われている子どもが全体の3割ほど」いる中で、家庭在宅での子育てに対する支援策の充実が求められています。

今後、保育行政を推進するにあたっては、人口動態や次世代育成支援対策推進法の基本理念等を踏まえ、地域に根ざした市立保育所、特に私立では取組みが困難であっても市民ニーズに応えていく市立保育所を目指すことが重要です。そのため、市立保育所の適正な配置、及び保育の質の確保に努める必要があります。

あわせて、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」を広めるため、親子がともに育つ時間の重要性について、市民に啓発することも重要です。

※参考：次世代育成支援対策推進法の基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(2) 効率的・効果的な行政運営

坂出市の財政が今後とも厳しいことが予想される中で、効率的・効果的な行政運営を行い、行財政改革大綱を着実に推進させることが求められます。

今後の児童人口については減少の見込みとなっていますが、地域性が確保された保育サービスが展開できるようにするとともに、西部保育所以外の市立保育所で施設の早急な改修・改築が必要です。

また、現在、市立保育所の正規保育士は52人いますが、平均年齢が46.9歳（平成17年4月1日現在）と高くなっていることから、民間活力の活用を視野に入れ、人材の確保及び保育の質を確保するための対策が必要となっています。

3 市立保育所の進むべき方向（提言）

坂出市では、これまでも総合計画や行財政改革大綱に基づき、子育て支援を推進しています。今後、行政としては「総合的な子育て支援」に重点を置き、次世代育成支援行動計画を基に、保護者の児童の養育を支援する取組みや、児童の養育に関する相談対応及び情報提供、関係機関への斡旋調整、要請等の取組みなど、地域における子育ての支援を推進することが重要です。また、保育の量や質、及び食育の観点を確保するため、施設の改築・改修、様々な規制緩和措置、民間活力の活用を進める必要があります。

3-1 市立保育所の役割について

(1) 「地域に根ざした保育所」の重視

市立保育所の保育士は、長年にわたって保育・子育てのノウハウを積み重ねている者が多く、市全体の子育てを支える人材として活躍されることが期待されます。

このことから、保育所を利用している保護者だけでなく、利用していない保護者に対しても相談事業等において支援を充実させ、「地域に根ざした保育所」づくりに努めることが重要です。

(2) 保育サービスの推進

保育サービスについては、子どもの幸せを考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

今後とも、坂出市保育所ブロック会での市立保育所職員と私立保育所職員との合同研修などを通じて保育の質を確保するとともに、市全体で通常保育、特別保育といった保育サービスの推進を図ることが大切です。特に平成21年度までは、次世代育成支援行動計画に沿って目標事業量をはじめとする施策計画の実現を図ることが重要です。【参考：p15の図表15】

(3) 施設の改修・改築の実施

今後、計画的に順次改修・改築を実施する必要があります。

3-2 市立保育所の配置について

(1) 市立保育所の統廃合及び幼保一元化、分園方式の検討

坂出市の総人口、児童人口がともに減少傾向にある一方で、仕事と家庭の両立を図るための様々な子育て支援を求める声もあがっています。保育所の数や幼稚園を含めた保育・幼児教育のあり方について見直す時期にさしかかっていると考えられます。【参考：p16の図表16】

そこで、今後とも、国や県の動向、人口動向を見極めつつ、市立保育所の統廃合や幼保一元化、分園方式の導入について検討する必要があります。また、現在国で検討が進められている総合施設についても研究を行うことが大切です。【参考：p17の図表17】

なお、上記の取組みを推進するにあたっては、人材・費用等について検討を進めるほかに、地域性や子どもへの影響等を考慮した配置に努めることが重要です。

(2) 保育所の配置における地域性への配慮

現在市内にある市立保育所は、市街地、郊外とバランスよく整備されており、地域に密着したサービスの展開が推進されています。

今後の市立保育所の配置に当たっては、入所児童への対応だけでなく、地域に目を向けた取り組みについても課題に置き、地域で支える子育て・子育て・親子育てを推進するよう努めることが大切です。また、人口の減少が懸念されている地域においても、多様な形で保育の質を確保する必要があります。

そのため、今後は民間活力の動向を踏まえつつ、地域性への配慮を欠かすことなく検討を進めることが大切です。そして、保育所が「地域の子育て支援の拠点」、「地域内関係団体との連携の場」としての役割を引き続き担っていき、市内全域にきめ細やかな保育サービスが行き届くような配置を図ることが重要です。

(3) 利用者への説明責任と意見聴取

上記の(1)(2)に基づき、特定の市立保育所にかかる統廃合、幼保一元化、あるいは分園化を行う場合には、当該保育所の利用者(保護者)を主とする市民に対して事前に説明会等を開催し説明責任を果たすとともに、十分な意見聴取を図り、効果的な運営方法について慎重な協議と検討を行うことが大切です。

3-3 民間活力の導入について

(1) 民営化の推進

現在、坂出市では行財政改革を推進しているにもかかわらず、運営費に占める一般財源の割合が高くなっており、市立保育所の運営が今後ますます困難になる可能性があると考えられます。そのため、民間活力の導入を図ることが必要であるといえます。

そこで、地域で求められている保育ニーズに柔軟に対応できるよう、民営化に適切な市立保育所を選定する必要があります。【参考：p18の資料】

今後、各市立保育所のうち、条件の合うものから民営化の方法（指定管理者制度の活用や既存私立保育所の分園方式等）や、移管先の選定方法など、具体的な検討が大切です。ただし、この検討は公平・公正に実施するとともに、保護者との意見交換会の開催など、協議過程に関する情報の透明性を確保することが重要です。また、公私立保育所の運営が保育所保育指針に基づいて行っていることも十分に周知することが大切です。

一方、こうした民営化の動きに合わせた市立保育所施設の計画的な改修が必要です。

なお、給食については、0歳児から就学前までの幅広い児童を対象とする保育所における、それぞれの成長に合わせた食育の観点（食育基本法等）が大切です。給食のみの委託は、乳幼児期の成長に関わる特殊性を十分に踏まえた慎重な検討が必要です。

(2) 利用者への説明責任と意見聴取

上記の(1)に基づき、特定の市立保育所にかかる民営化を行う場合には、当該保育所の利用者（保護者）を主とする市民に対して事前に説明会等を開催し説明責任を果たすとともに、十分な意見聴取を図り、効果的な運営方法について慎重な協議と検討を行うことが大切です。

図表 15 坂出市次世代育成支援行動計画の定量的目標事業量

番号	事業名	単位	平成 16 年	平成 21 年
1	通常保育事業	ヶ所	13	13
2	延長保育事業	ヶ所	6	7
3	一時保育事業	ヶ所	5	5
4	特定保育事業	ヶ所	0	0
5	休日保育事業	ヶ所	0	1
6	夜間保育事業	ヶ所	0	0
7	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	ヶ所	0	1
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・派遣型)	ヶ所	0	0
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	ヶ所	1	1
10	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	ヶ所	0	0
11	放課後児童健全育成事業	ヶ所	11	13
12	地域子育て支援センター事業	ヶ所	2	2
13	つどいの広場事業	ヶ所	1	1
14	ファミリー・サポート・センター事業	ヶ所	0	1

資料：坂出市次世代育成支援行動計画

図表 16 坂出市立保育所と幼稚園の比較（基準日：平成 17 年 5 月 1 日）

区 分		保育所	幼稚園
【内容】	対象児	0 歳～就学前の保育に欠ける乳幼児	その年度の 4 月 1 日で満 3 歳～就学前の幼児（国公立）
	保育・教育日数	約 300 日	39 週以上
	保育時間	11 時間以上の開所	4 時間を標準に開所
	保育・教育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領
【人員】	保育士・教諭の配置基準	0 歳 : 3 人に 1 人 1・2 歳 : 6 人に 1 人 3 歳 : 20 人に 1 人 4・5 歳 : 30 人に 1 人	1 学級 35 人以下 ※各設置者により各年齢別に設定
	免許状	保育士（国家資格）	幼稚園教諭専修 幼稚園教諭 1 種 幼稚園教諭 2 種
	職員数	保育士 53 名	45 名
【財源と保育料】	運営に要する経費	一般財源	交付税措置
	保育料	・市で設定 ・所得または年齢に応じた負担	・市で設定 ※税納付額に応じて就園奨励費を助成
【施設】	設置基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所、医務室、乳児または哺乳室 ※屋外遊戯場は付近にある場合でも可	運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接
【その他】	根拠法	児童福祉法	学校教育法
	入園	市と保護者の契約（入所希望を配慮）	保護者と幼稚園との契約
	施設数	7 園	10 園 内 1 園休園
	幼児数	496 名	434 名

資料：福祉事務所、教育委員会

図表 17 総合施設に関する国の審議状況

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議 「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」 (審議のまとめのポイント)								
背景・理念	<p>幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが心豊かにたくましく生きる力の育成 ○親や地域の子育て力の向上 ○子育てに喜びを実感できる社会の形成 <p>教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み</p> <p>既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度</p>							
基本的機能	<ul style="list-style-type: none"> ○親の就労事情等に関わらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本 ○加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要 							
対象者	<table border="1"> <tr> <td>・3～5歳児</td> <td>幼稚園と同様に4時間程度の利用 保育所と同様に8時間程度の利用</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な利用形態を可能に ・週に数日程度の利用 ・一時的な利用 ・短時間の利用 ・延長利用 など </td> </tr> <tr> <td>・0～2歳児</td> <td>親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用 保育所と同様に8時間程度の利用</td> </tr> <tr> <td>・親</td> <td>子育て相談・助言等</td> </tr> </table>	・3～5歳児	幼稚園と同様に4時間程度の利用 保育所と同様に8時間程度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な利用形態を可能に ・週に数日程度の利用 ・一時的な利用 ・短時間の利用 ・延長利用 など 	・0～2歳児	親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用 保育所と同様に8時間程度の利用	・親	子育て相談・助言等
・3～5歳児	幼稚園と同様に4時間程度の利用 保育所と同様に8時間程度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な利用形態を可能に ・週に数日程度の利用 ・一時的な利用 ・短時間の利用 ・延長利用 など 						
・0～2歳児	親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用 保育所と同様に8時間程度の利用							
・親	子育て相談・助言等							

教育・保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要綱、保育所保育指針を踏まえ、モデル事業も含め、引き続き検討 ・3～5歳児の4時間の共通時間は、幼稚園教育に相当するものと位置付け
職員配置・施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率性のみを重視せず、子どもの穏やかな育ちを中心においた上で、柔軟な対応が可能となるよう、モデル事業も含め、引き続き検討。 ・3～5歳児：幼稚園と異なり4時間利用のほか、8時間利用の子どもがいることを前提とした検討 ・0～2歳児：保育所と同様に、子どもが8時間利用することを前提とした検討 ・食事の提供方法について、子どもの年齢構成や地域の実情に応じた方法を検討
職員資格等	<p>保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかの資格で従事可能。ただし、3～5歳児の4時間の保育は幼稚園教諭免許、0～2歳児の保育は保育士資格を中心に検討。</p>
設置主体・管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・安定性・継続性、質の確保の仕組みを踏まえ、可能な限り弾力内なものとなるよう配慮 ・子どもの視点を踏まえた自己点検・評価や第三者評価、情報提供が重要
利用料・保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、応益負担・応能負担等に配慮 ・利用料の設定は、各総合施設で行うことが適当
財政措置等	<p>総合施設の整理・理念に照らし、ふさわしい費用負担の仕組みを検討</p>
地方公共団体における認可・監督等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の実情に応じて、設置等の認可等を行う態様を決定 ・小学校を所管する教育委員会や保健・福祉関係機関を所管する部署と総合施設の連携が必要
幼稚園・保育所との関係	<p>地域の実情に応じた取組のための選択肢の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の幼稚園・保育所の連携等により対応するか、これを基盤としつつ、さらに総合施設を組み合わせるかは、地域の実情に応じて判断 ○ 総合施設は、既存の幼稚園・保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と相まって、子どもの穏やかな成長を支える役割を担うもの

資料：第6回総合施設に関する合同の検討会議（平成16年12月 文部科学省）

1. 概要

人口	300,000 人
保育所数	平成 17 年 4 月現在…公立保育所 29 園、私立保育所 8 園 公立保育所の最大の時は 41 園であったが、区が独自に適正化計画を実施して平成 14 年度末に公立 34 園、私立 3 園とした。
幼稚園数	公立幼稚園 4 園、私立幼稚園 22 園
入所状況	保育所… 0～就学前まで 3,000 人強、幼稚園… 3 歳以上
保育料	区条例により設定⇒最高の保育料は国の基準の約 80%に設定
待機児童	平成 16 年 4 月で 48 人⇒現在でも多くはいないとのこと

2. 民営化及び民間委託導入について

平成 13 年度から保育士の退職不補充を原則として民活導入を決めて平成 15 年度より実施とした。この決定については、区長が自ら決断、議会としても異論もあつたが賛成多数で承認した。

民営化については、既存の施設を使うこととして、土地は無償貸与、建物は無償譲渡としたが、建物が 30 年以上経過した施設のため将来は区で建設も考えている。

状況としては、平成 15 年に 2 園、16 年に 2 園、17 年に 1 園、18 年に 2 園（予定）となっている。平成 15 年の 2 園は公設民営として社会福祉法人に移管、平成 16 年以降は指定管理者制度を導入し、株式会社も参入している。

指定管理者制度については、平成 15 年度から準備を始めており、募集要項を定めて進めている。

業者選定については、選定基準を策定して対応している。この選定基準は、関係者の意見と保護者の意見を加味して細分化され多くの項目となっている。これを受けて内部協議により決定している（保護者からは、決定について参画したいとの要望がある。）。また、指定管理者制度による契約期間は 10 年間としている。

3. 民営化及び民間委託による効果

延長保育の導入、乳児保育（6 ヶ月から産休明けに変更）、区の保育士を直営の施設に配置換え（短期間雇用者の削減）等がある。

また、区の保育士の平均年齢が 42 歳と高くなっているため、100 名定員で運営費が約 2 億円、そのうち約 90%が人件費となっているが、民営化により運営費として約 1 億 5 千万円となり、5 千万円の効果が出ている。

付帯意見

○市立保育所の在り方を検討する全市的な取り組みの促進

市立保育所の在り方については、今回の提言書を基に、今後、より多くの市民の意見があがってくることを期待しています。そのため、子育て総合コーディネーターの配置を希望するとともに、市民が検討過程に参加できる仕組み（様々な媒体を活用したパブリックコメント）を充実させていくことが望ましいと考えています。

○事業者に対する子育て支援の理解の促進

事業者は育児休業等子育てに対する理解を深めていただき、一つでも多くの事業所で一般事業者行動計画を策定していただくことを期待します。

○家庭教育の重視

家庭で取り組むべきことを認識し、保育サービスの利用と家庭教育とのバランスを取ることにについて、広報、ホームページ等を通じて啓発していただくことを期待します。

※参考：坂出市次世代育成支援対策行動計画の推進にあたって

家庭：

◇家庭においては、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に」子どもに愛情をもち、親子のふれあい、家族の絆を大切にしましょう。

◇子どもに基本的な生活習慣や社会的なルールを身につけさせましょう。

地域：

◇すべての子どもは地域の子、みんなの子どもという認識の下に、地域全体で子育て支援や健全育成事業を推進しましょう。

保育所・幼稚園・学校等：

◇子どもの個性を尊重したゆとりある教育を推進し、豊かな心を育みます。

◇地域との交流をはじめとして、地域に開かれた施設としていきます。

企業・職場：

◇子育てと仕事の両立ができるよう、育児休業制度の定着や多様な働き方の導入など労働環境の整備を図ることにより、子育て支援を推進しましょう。

行政：

◇本計画の子育て支援施策を積極的に推進します。

◇地域や民間団体・NPO法人・ボランティア団体及び企業等が行う子育て支援の取組みを支援します。

◇社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、子育て支援の環境づくりを進めます。

資料：坂出市次世代育成支援対策行動計画

資料

○坂出市保育所の在り方検討委員会 開催経過

回	月日	検討内容等
第1回	6月28日	◇委員自己紹介・会長及び副会長選出 ◇委員会設置の趣旨説明 ◇保育の状況紹介と意見交換
第2回	7月28日	◇今後の在り方の検討 ①坂出市立保育所の役割に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画策定時に実施したニーズ調査結果の検証 ・保育サービスの状況 ②坂出市立保育所の配置に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園配置の現状 ・保育所と幼稚園の比較 ・総合施設について ③民間活力に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の民営化及び民間委託について(事例紹介)
第3回	8月31日	◇提言書骨子の検討
(研修)	9月20日	◇幼保一元化施設の事例として財田町幼児教育センターにて研修
第4回	10月11日	◇提言書(素案)の検討
第5回	11月15日	◇提言書を市長へ提出

○坂出市立保育所の在り方検討委員会 設置要綱

(目的および設置)

第1条 少子高齢化の進展に伴い、保育ニーズが多様化している中において、公立保育所の担うべき役割を認識し、保育所運営を的確に行うため、「坂出市立保育所の在り方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を報告する。

- (1) 公立保育所の役割に関すること。
- (2) 公立保育所の配置に関すること。
- (3) 民間活力の活用に関すること。

第3条 委員会は、11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の役職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に規定する目的を達成する日までとする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、坂出市福祉事務所児童母子福祉係において行う。

(委任)

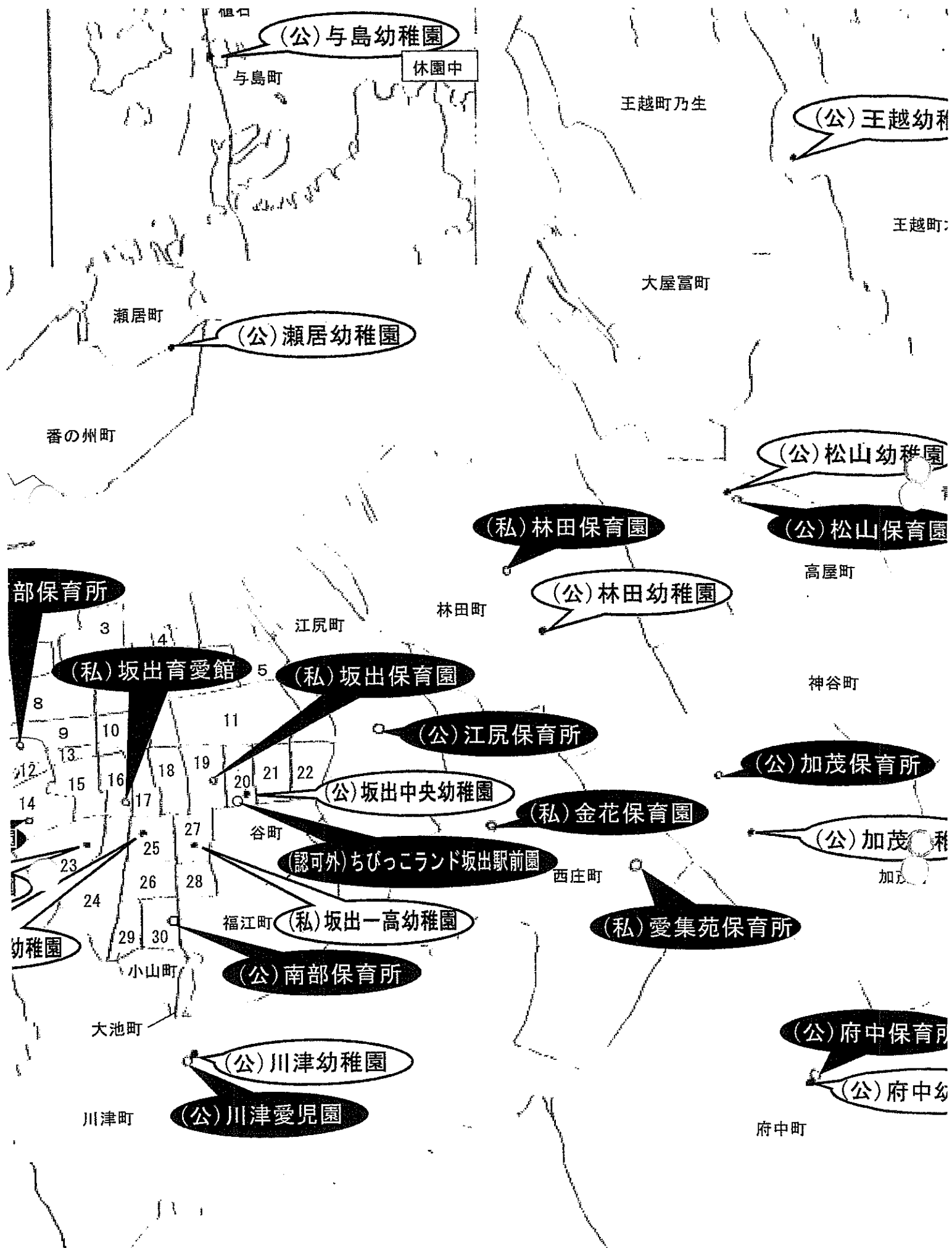
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の目的を達した日に、その効力を失う。

○坂出市立保育所の在り方検討委員会 委員名簿

区分	氏名	役職名
学識経験者	渡辺顕一郎	大学教授（四国学院大学）
	松田 実	坂出市議会議員
団体代表	末包修一郎	坂出市連合自治会
	平井 都	坂出市婦人団体連絡協議会
	横井 正博	坂出市民生児童委員協議会連合会
	秋山 容子	坂出市保育所ブロック会
	花岡 通子	坂出市私立幼稚園代表
	野角 彩子	坂出市保育所保護者会連合会
市民代表	中橋恵美子	NPO法人わははネット
	錦 美弥子	子育てねっと・さかいで
	中西可須枝	子育てボランティア夢・ゆめクラブ



NO.	町名	NO.	町名	NO.	町名
1	番の州公園	11	久米町	21	旭町
2	沖の浜	12	常盤町	22	横津町